

平成 31 年 4 月 26 日

各関係機関の長 殿

三重大学医学部附属病院長候補者選考会議

三重大学医学部附属病院長候補者の選考について

平成 31 年（令和元年）9 月 30 日をもって現病院長の任期が満了となることから、三重大学医学部附属病院長候補者選考規程（以下「選考規程」という。）第 3 条第 1 項第 1 号に該当するものとして、病院長候補者の選考を行います。

ついては、選考規程第 5 条に基づき、下記のとおり、病院長候補者となるべき適任者（以下「候補適任者」という。）を公募しますので、貴管下教職員に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 病院長候補者の選考基準、選考方法等

「三重大学医学部附属病院長候補者選考基準」及び「選考規程」のとおり

2. 選考日程

(1) 候補適任者への応募（※詳細は、「3. 応募方法等」を参照）

【応募期間】

平成 31 年（令和元年）5 月 7 日（火）～ 6 月 3 日（月）17 時必着

(2) 候補適任者へのヒアリング

平成 31 年（令和元年）7 月 9 日（火）

（※選考の状況により、追加日を設ける場合があります。）

(3) 学長への推薦及び選考結果の公表

平成 31 年（令和元年）8 月下旬まで

3. 応募方法等

次に掲げる書類を、郵送（書留・封筒表面に「病院長候補者選考書類在中」と朱書き）により提出してください。

(1) 候補適任者申出書（様式 1）

(2) 履歴書（様式 2）

(3) 医療安全管理に係る業務実績及び所信（様式 3）

(4) 管理運営・経営に係る業務実績及び所信（様式 4）

- (5) 教育活動に係る業務実績及び所信（様式5）
- (6) 研究活動に係る業務実績及び所信（様式6）
- (7) その他社会的活動に係る実績及び所信（様式7）

【書類郵送先】

〒514-8507 津市江戸橋2丁目174
三重大学医学・病院管理部総務課 総務係

【注意事項】

- ※1. 応募書類は、本学のホームページからダウンロードできるほか、メールでの送付にも対応します。ただし、メールでの書類の提出は受け付けません。
- ※2. 書類作成にあたっては、各書類に記載の注意事項をご確認ください。
- ※3. 書類の提出は原則郵送としますが、本学職員にあつては、本人が総務係に持参する場合に限り、受理します。
- ※4. 応募期間を過ぎた場合は、いかなる理由があろうと受け付けません。

4. 病院長就任予定日

平成31年（令和元年）10月1日

5. 任 期

平成31年（令和元年）10月1日～平成34年（令和4年）9月30日【3年】

6. 給 与 等

三重大学が定める給与規程等に基づき支給します。

専任の病院長となる場合は、「国立大学法人三重大学医学部附属病院長（専任）就業規則」が適用されます。

7. 問合せ先

〒514-8507 津市江戸橋2丁目174
三重大学医学・病院管理部総務課 総務係
電 話：059-231-5428／FAX：059-232-7498
E-mail：s-soumu@mo.medic.mie-u.ac.jp

三重大学医学部附属病院長候補者選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重大学学部長等選考規程第6条の規定に基づき、三重大学医学部附属病院（以下「附属病院」という。）の病院長候補者の選考に関し必要な事項を定める。

(病院長候補者の資質・能力)

第2条 病院長候補者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第10条の規定に則った者
- (2) 医療安全確保のために必要な資質・能力を有している者
- (3) 病院の管理運営に必要な資質・能力を有している者
- (4) 人格が高潔で学識が優れ、教育・研究、診療及び病院経営に関する見識を有する者

(選考の時期)

第3条 三重大学医学部附属病院長候補者選考会議（以下「選考会議」という。）は、次のいずれかに該当する場合に、病院長候補者を選考する。

- (1) 病院長の任期が満了するとき。
- (2) 病院長が辞任を申し出たとき。
- (3) 病院長が欠員となったとき。
- (4) 病院長が解任されたとき。

2 前項の選考は、同項第1号に該当する場合は、特別な場合を除き任期満了の日の1月前までに、同項第2号から第4号までのいずれかに該当する場合は、速やかに行わなければならない。

(選考基準の決定)

第4条 選考会議は、三重大学医学部附属病院長候補者選考基準（以下「選考基準」という。）案を策定し、学長へ提言する。

2 学長は、選考会議が策定した選考基準案を基に、役員会の議を経て、選考基準を決定し公表するものとする。

(候補適任者の公募)

第5条 選考会議は、選考基準に基づき、病院長候補者となるべき適任者（以下「候補適任者」という。）を公募する。

2 選考会議は、候補適任者の公募にあたり、広く推薦を求めることができる。

(ヒアリング等)

第6条 選考会議は、病院長に求められる資質・能力を評価するため、候補適任者に対してヒアリングを行う。

2 選考会議は、前項に定めるもののほか、選考に必要な考査を行うことができる。

(学長への推薦及び選考結果等の公表)

第7条 選考会議は、前条により選考した病院長候補者を学長に推薦するとともに、遅滞なく、選考結果、選考理由及び選考過程を公表する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、病院長候補者の選考に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月25日から施行する。

三重大学医学部附属病院長候補者選考基準

平成31年4月25日

国立大学法人三重大学長

三重大学医学部附属病院（以下「附属病院」という。）は、高度かつ先端医療を患者に提供するとともに、次代を担う医学生や医療技術学生等の臨床教育、新たな医療技術開発等に係る臨床研究等を行い、さらに三重県の中核病院として、地域医療に貢献することもその使命としている。

以上を踏まえ、附属病院の病院長候補者選考にあたり、三重大学医学部附属病院長候補者選考基準（以下「選考基準」という。）を次のとおり示す。

なお、選考基準で示す資質・能力等の事項については、候補適任者推薦にあたって候補者選考会議に対し提出する各様式及び推薦された候補適任者として所信等を表明するため候補者選考会議に対し提出する様式に、必要事項をそれぞれ記載するものとする。

また、病院長に求められる資質・能力等については、社会的情勢や病院経営を取り巻く環境等により変わることから、選考の都度、選考基準の確認を行うとともに、必要な改定を講じるものとする。

[選考基準及び求められる資質・能力等]

1. 医療法（昭和23年法律第205号）第10条の規定に則った者

2. 医療安全確保のために必要な資質・能力を有している者

具体的には医療安全管理業務の経験、患者安全を第一に考える姿勢及び指導力等

3. 病院の管理運営に必要な資質・能力を有している者

具体的には、高潔な人格と優れた学識、当院または当院以外の病院での組織管理経験、高度な医療を司る特定機能病院の管理運営上必要な資質・能力等

4. 当院に求められる使命を遂行するために必要な資質・能力を有している者

具体的には、大学の附属病院としての使命である、診療・教育・研究の充実等に加え、次に掲げる事項について、継続的かつ確実に推進する姿勢と指導力等

① 医療安全管理体制の改革を行う。また、患者の権利に配慮し、患者の視点に立った、患者中心の医療を行う。

② 高度急性期病院の体制と機能を強化し、超高齢社会の医療の中核を担う。

③ 地域医療及び先端医療への社会の要請に応えられる未来を担う医療人を育成する。

④ 臨床研究を推進し、地域社会、国際社会に貢献する。

5. 三重県の中核病院として、地域医療に貢献するために必要な資質・能力を有している者

具体的には、三重県や三重県医師会等とも連携し、地域の中核病院として県域全体の医療に貢献すること等について、継続的かつ確実に推進する姿勢と指導力等

以上